

## 5 ひきこもり支援の推進について

【参考資料1】

### (1) 現状・課題

- ひきこもり支援は「就職氷河期世代支援プログラム」(令和元年6月21日閣議決定。以下、「支援プログラム」)にも位置づけられており、また、令和3年度は「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」(令和2年12月25日)に基づく集中取組期間の2年目となる。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

### (2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算案で新設する「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)」において、新たに、
  - ・ ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(都道府県、市区町村事業)
  - ・ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援(都道府県事業)に取り組む自治体に対する補助を実施する。
- 令和3年度予算案において、引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置や、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々が参加しやすい居場所づくり等の多様な社会参加の場の確保等の取組について、自治体への補助を実施し、ひきこもり支援を推進する。
- 国において、気運醸成と情報のアウトリーチとして、ひきこもり支援に関する普及啓発と情報発信(国事業)を実施する。

### (3) 依頼・連絡事項

- ひきこもり支援体制の構築にあたり、原則、令和3年度末までに、全ての市区町村において以下①～③の全てに取り組んでいただくようお願いする。
  - ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
  - ② 地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
  - ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営
- 各自治体におけるひきこもり支援の推進にあたっては、令和2年度第三次補正予算案に盛り込んだ新たな事業、及び、ひきこもり支援推進事業の積極的な実施をお願いする。
- ひきこもり支援に関する状況について、本年3月を目処に、令和2年度実績のフォローアップ調査を依頼する予定であるため、あらかじめ協力をお願いする。
  - ※ 調査の内容は、昨年8月と同様、各自治体におけるひきこもり支援に関する状況、支援対象者の実態・ニーズ把握の状況、ひきこもり相談窓口の明確化・周知の状況、市町村プラットフォームの設置状況等を予定。

# ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

## I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
  - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
  - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 [ 支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施 ]
  - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

## II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握**し、以下の取組や支援を実施すること
  - ・管内市区町村における
    - ・ひきこもり支援の取組状況の把握 [ 市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携 ]
    - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進 [ 市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施 ]
    - ・取組の横展開
    - ・庁内及び関係者との調整への支援
  - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

### ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

### ②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

### ③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置